**与謝野町織物業内製化支援事業補助金の申請に伴う添付資料早見表**

添付書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助項目① | □  添付資料 | 補助対象者が外注委託している製織工程及び当該工程に関連する工程を、外注委託によることなく補助対象者が有する設備を使用して自ら実施する事業 |
| ・新たに設置する工程の設備投資に係る費用の詳細がわかる書類  ・その他町長が求める書類 |
| 補助項目② | □  添付資料  ※網掛けの書類+事業費がわかる書類 | 合併、事業の譲渡、事業の承継その他これらに類する行為により、織物業を営む他の事業者から業務の全部又は一部を引き継いだ事業を、補助対象者が有する設備を使用して自ら実施する事業 |
| ・合併、事業の譲渡、事業の承継したことを証明できる書類  　例：事業者同士の契約書、覚書等  ・他事業者との組織再編に伴う施設、織機等の売買に係る証明書類  ・他事業者との組織再編に伴う施設、織機等の貸借に係る証明書類  ・その他町長が求める書類 |
| 補助項目③ | □  添付資料 | 新たに導入する準備工程、製織工程等において、担い手の技術力向上に係る事業 |
| ・対象経費の詳細がわかる書類  ・その他町長が求める書類 |

※その他町長が求める書類とは、提出いただいた添付資料で詳細がわからない場合、追加で提出を依頼する書類のことを指します。

【内製化支援事業補助金に該当する事業\_例】

【補助項目①】

１．製織のみを展開している事業者が新たに整経・糸繰り等の工程も自社で賄い、一気通貫した経営に発展させたる事業

２．整経のみを展開している事業者が、糸繰り工程も自社で新たに展開し経営発展に資する事業

【補助項目②】

１．町内の賃機が廃業すると聞いて、場所・織機等を買収した。（若しくは借りることにした）織り手も賃機で織られていた方を雇い従事させる（若しくは従業員を機場で働かせる）事業。

【補助項目③】

１．新たに導入する工程について、従事する従業員のスキルが未熟なため、他方へ技術習得のため研修に行かせた。（若しくは、指導者に来ていただき指導を受けた。）

※既存の設備に従事する従業員に対する補助ではありません。